

2023年9月27日

第22回 新しい資本主義実現会議 「新しい資本主義の推進についての重点事項（案）」に関する意見書

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

前文

- 「冷温の」デフレ型・縮小経済から「適温の」成長型経済への転換は、この1年間で正念場であるとの認識のもと、全力で取り組むべきである。賃上げの流れを持続させ物価を上回る所得の向上をはかる必要があり、そのためには、地方、中小・小規模企業などに対する実効性ある支援策の拡充が重要である。

I. 経済対策

1. 足元の急激な物価高から国民生活を守るための対策

- 社会経済活動が平時に戻りつつある中、来年度の予算編成においては、歳出構造も平時に戻していく必要がある。本来、年度の予算編成は、前年度の政策効果の精査・検証を行ったうえで、真に必要な政策と裏付けになる財源が一体的に措置されるべきであり、同時に財政規律の強化も行わなければならない。プライマリーバランスに歪みがある現在、監視の目が行き届かない予備費の積み増しなどは厳に慎むべきである。また、当然ながら、補正予算は「特に緊要となった支出」に限るべきである。

- そのうえで、経済対策、特に現下の物価上昇への対応について、食料品をはじめとする生活必需品は上昇が続いており、低所得者の生活を圧迫し続けている。また、高騰が続くガソリン価格は、特に地方の暮らしと中小企業の経営に大きな打撃を与えている。緊急的に補助金などで対応することも必要であるが、誰もが安心して暮らせる社会とするには、恒久的で実効性ある積極的な対策として税制改正を行うべきと考える。

真に支援が必要な層に対し、購入時に払った基礎的消費にかかる消費税を還付する給付付き税額控除の仕組みを導入すれば、買い控えなどを抑制できる。また、ガソリン価格などに上乗せされている、いわゆる「当分の間税率」は、すでに課税根拠も失っているため、廃止を検討すべき時期に来ていると考える。「国民の命と暮らしを守る」ために前向きな検討をお願いしたい。

2. 地方・中堅中小企業等を含めた持続的賃上げ、所得向上の実現

- 中小・小規模企業への支援措置について、具体的には、中小・小規模企業の賃金引上げおよび人手不足解消のため、事業再構築や業務改善等の支援措置を拡充しつつ即効性があるものにすべきである。加えて、赤字企業においても賃上げを促進するため、賃上げ税制について、減税措置の強化・延長をすべきである。

- 最低賃金については、「さらに着実に引き上げを行っていく必要がある」との認識を共有し、社会にメッセージを発信していくことは重要である。

1,500円という数字のみならず、その考え方をしっかり示すことがより重要である。世界的に働く貧困層が増加するなかで、各国では最低賃金を適切で十分な水準へと引き上げるべく中期的な取り組みが進んでいる。日本においても、これからの世界標準を視野に入れた最低賃金の中期目標の考え方をしっかり示していくべきである。

国および地方における公契約（既存の契約を含む）について、10月からの最低賃金の改定などを適切に反映して金額改定を行っていただきたい。

- 価格転嫁が思うように進まない現状を変えるべく即効性のある処置を講ずるべきである。とりわけ、労務費の価格転嫁については即効性のある指針の策定と策定後の周知や相談対応を強力に押し進めるべきである。また、取引の適正化、価格転嫁の取り組みにおける業種間格差是正に向けた、執行強化も必要である。
- 職務給の導入については、現場の労使が決定するものであり、政府が推進すべきものではない。「自由度を持ったものとする」との記載があるが、人事制度の設計や変更については、評価の在り方などを含め、現場の労使で十分に協議して決定することが重要であり、現行法制の緩和につながるような見直しは行うべきではない。
- 非正規雇用労働者の正規化を加速化することは重要である。「対象となる有期雇用労働者の雇用期間の制限を緩和する」ことについては、対象者を拡大する方向で検討を進める必要があるが、具体的な緩和内容については、労働政策審議会において議論すべきである。
- 雇用調整助成金について、「30日を超えるような雇用調整となる場合」と記載がされているが、本来の目的は、教育訓練をより選択しやすくなるよう支援を行うことである。適切な期間や支援、訓練メニューの充実など具体的な施策については、労働政策審議会において丁寧に議論すべきである。
- 政府は9月25日、「106万円の壁」を乗り越えるための支援策を講じることを発表した。暫定的な支援策では「壁」の根本的解消にはつながらなければならず、短時間労働者が新たに被用者保険適用となる際の保険料負担を、社会保険以外の財源により実質的に穴埋めするものであり、支援策として大きな問題である。そもそも社会保険への加入は、給付の充実をもたらすものであり、単に可処分所得のみに焦点を当てることは適切ではない。厳密には「年収106万円」の壁は存在しないことも含め、制度に関する正しい理解の促進をはかるべきである。また、保険料分の負担増なく適用される労働者とそうでない労働者の間の公平性が問われるとともに、標準報酬の算定対象としない新しい手当の性格も不明確である。助成金の財源に関する議論も不十分であり、社会保険料を雇用保険料で充当することは極めて理解しがたい。社会保険を歪める弥縫策を講じるのではなく、雇用形態や勤務先の事業所の規模などにかかわらず、すべての労働者を被用者保険に適用すべきである。

以上